

消費者問題に関する特別委員会 質問要旨

令和4年4月7日
立憲民主党
階 猛

1. 消費者契約法改正案の4条3項4号は「ぼったくりバー」の被害者に適用されるか
(消費者庁政府参考人)
2. 消費者契約法改正案の9条2項で事業者が消費者に違約金等を請求する場合の算定根拠の説明義務が設けられたが、同様の規定が改正案8条3項に設けられなかったのはなぜか
(消費者庁政府参考人)
3. 改正案8条3項において、事業者に対し一部免除額の算定根拠の説明義務を設けるべきではないか
(消費者庁政府参考人)
4. 生保会社が企業から預かる年金保険の予定利率を年 1.25%から 0.5%に引き下げる上で、1.25%時と比べ運用収益はどの程度減少するのか
(金融庁政府参考人)
5. 4. の突然の利率引き下げは消費者たる年金契約者の期待権を害するが、金融庁はなぜこれを認めたのか
(金融庁政府参考人)
6. 超低金利の継続で上記の事態が生じていることの責任をどう考えているか
(日本銀行理事)

以上

・配布資料は追って提出